

| 件名 | 亀山市議会会議規則の一部を改正する規則 | 議会事務局 議事調査課 |
|---|---------------------|----------------|
| <p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>令和3年2月3日に標準市議会会議規則（以下「標準規則」といいます。）が改正され、女性をはじめとする多様な人材の市議会への参画を促進する環境整備を図る観点から、住民が議員として活動するに当たっての制約要因の解消に資するため、本会議や委員会の欠席事由として育児、看護、介護等が明文化されるとともに、出産について、産前・産後期間にも配慮した規定の整備が図られました。</p> <p>また、行政手続等において原則として押印を廃止する政府の政策動向を踏まえ、市議会に対する請願に係る署名押印の規定の見直しが行われました。</p> <p>これら標準規則の改正に鑑み、本市議会の会議規則についても同様の改正を行うものです。</p> <p>同時にこの際、本規則における委員会の表決方法を運用に合わせるほか、規則中の文言について、標準規則の表記に準じた整備を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 本会議又は委員会の欠席の届出に係る規定に、欠席の事由として「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」を加えるとともに、議員又は委員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長又は委員長に欠席届を提出することができることとします。 ＜第2条及び第86条関係＞</p> <p>(2) 請願者に対し請願提出時に求めている署名押印を、署名又は記名押印に改めます。また、請願者が法人の場合は、代表者が署名又は記名押印をしなければならないこととします。 ＜第131条関係＞</p> <p>(3) 委員会の表決方法を、本市議会の運用に合わせ、起立から挙手に改めます。 ＜第123条及び第129条関係＞</p> <p>(4) 規則中「理由（意見）を付し」「期限（条件）を付する」と表記している各規定を、「理由（意見）を付け」「期限（条件）を付ける」に改めます。 ＜第2条、第13条、第43条、第67条、第86条、第105条、第122条及び第135条関係＞</p> <p>3 その他</p> <p>施行日は、公布の日とします。</p> | | |

| 件名 | 亀山市議会委員会条例の一部を改正する条例 | 議会事務局 議事調査課 |
|---|----------------------|----------------|
| <p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続く状況下においては、委員会の開催場所に委員全員が参集することが困難となる場合が想定されます。</p> <p>このことから、委員会について、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延防止の観点等から開催場所への参集が困難な場合には、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンライン」といいます。）を活用して開催できることとするため、所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 委員会（常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会）がオンラインを活用して開催できるよう、開催方法の特例を加えます。＜第15条の2関係＞</p> <p>ア 委員長は、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延防止の観点等から、委員会の開催場所への参集が困難と判断される実情がある場合には、オンラインを活用した委員会を開催することができることとします。</p> <p>イ 委員は、委員会へのオンラインによる出席を希望するときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならないこととします。</p> <p>ウ 委員長の許可を得た委員がオンラインによる出席をした場合における第16条（定足数）、第17条第1項（表決）及び第30条第1項（記録）の規定の適用については、当該委員は、委員会に出席したものとみなすこととします。</p> <p>エ オンラインを活用した委員会の運営に関し必要な事項は、議長が別に定めることとします。</p> <p>(2) オンラインを活用した委員会は、秘密会とすることができないこととします。＜第20条関係＞</p> <p>3 その他</p> <p>施行日は、公布の日とします。</p> | | |

| | | |
|---|---|----------------|
| 件名 | 亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例 | 議会事務局 議事調査課 |
| <p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例は、議員が議会の会議等を長期間欠席した場合、その期間に応じ、議員報酬及び期末手当を減額するため、亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例を定めたものです。</p> <p>今般、標準市議会会議規則の改正に鑑み、本市議会の会議規則において、本会議や委員会の欠席事由に関し、出産における産前・産後期間に係る規定の整備を図ること等の理由から、本条例の関連規定に所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>議員報酬等の減額に係る欠席期間の適用除外について、次のとおり改正を行います。 <第5条関係></p> <p>(1) 出産による欠席の場合は、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、あらかじめ届け出た期間に限ることとして、会議規則との整合を図ります。</p> <p>(2) 欠席事由のうち「公務上の災害又は通勤による災害」並びに「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に定める患者又は無症状病原体保有者である場合」の規定について、所要の整備を図ります。</p> <p>3 その他</p> <p>施行日は、公布の日とします。</p> | | |